

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会の管内では知内川、百瀬川、石田川、安曇川、鴨川の周辺地域において、2mを超える浸水が予想されている。特に安曇川で洪水が発生した場合は、最大で5mを超えるケースも予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、マキノ・今津・安曇川・朽木・高島地域の山間部ではがけ崩れや土石流等の土砂災害が生じる恐れがある特別警戒区域となっている。特に、鶴川地区での土砂災害では当市と京阪神を結ぶ交通の大動脈である国道161号線が寸断されると並行する幹線道路が整備されていない為、輸送路として機能しない可能性がある。

(地震：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、最も大きな被害を及ぼすとされる「琵琶湖西岸断層帯地震(M7.8)」は今後30年以内に1～3%の確率で発生するとされ、当会の管内の大部分で震度6弱を超える震度が予想されている。

(原子力災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、マキノ・今津・朽木地域は福井県にある敦賀・美浜・大飯原子力発電所の30km圏内に位置しており、UPZに指定されている。滋賀県では、原子力施設から最大43kmの地域をUPZと定め、高島市の一部が含まれている。

(その他)

市内の河川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に平成25年の台風18号において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、鴨川が決壊し、当市では住宅被害が300棟にのぼり、県下における被害の約4分の1を占めた。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 2,635人

・小規模事業者数 2,118人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	355	346	市内に広く分散している
	製造業	454	413	新旭地域に多い
	卸売業	104	76	今津・安曇川地域に多い
	小売業	520	368	今津・安曇川地域に多い
	飲食・宿泊業	299	236	マキノ・今津・安曇川地域に多い
	サービス業	763	559	今津・安曇川地域に多い
	その他	140	120	市内に広く分散している
	合計	2,635	2,118	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

高島市では、災害対策基本法第42条の規定および原子力災害特別措置法に基づき、以下の構成による「高島市地域防災計画」を平成20年に作成した。

市内の災害予防、応急対策および復旧対策を実施するとともに、以下のとおり地域ならびに住民の生命、財産の保護を目的とした取り組みを行っている。

(高島市地域防災計画)

- ・地震対策編…地震災害とそれによって引き起こされる二次災害や施設被害への対策。
- ・風水害対策編…風水害（台風や温帯低気圧に伴う爆風雨による洪水、浸水、土砂災害、風害、雪害など）とそれによって引き起こされる二次被害や施設被害への対策。
- ・原子力災害対策編…原子力発電所の事故で漏れ出した放射性物質によって引き起こされる被害（人の健康や日常生活、経済活動に大きな影響）への対策。

(避難方法の周知)

- ・現在、市ホームページや広報紙による周知のほか、平成27年に全戸へ配布している「高島市総合防災マップ」を用いた出前講座を随時開催し、区や自治会などに出向き、災害発生時における行動の取り方や避難方法について説明し、周知している。
- ・各地域より選ばれた防災リーダーを対象とした研修会も開催し、この防災リーダーが各地域での防災活動の中心となり、地域住民へ避難方法などの周知が行えるよう取り組んでいる。
- ・弾道ミサイル情報や緊急地震速報などは、国（内閣官房や気象庁から消防庁を經由）より発せられる全国瞬時警報システム（Jアラート）と防災行政無線が連動しており、すばやく住民に緊急情報を周知することが可能となっている。

(防災設備の充実)

- ・現在、災害対策用として、被災者のための食料や飲料水などの備蓄と併せて毛布やアルミマットなども備蓄している。併せて避難所で必要となるストーブや発電機などの機材類についても備蓄に努めている。
- ・防災設備としては、防災行政無線戸別受信機を各戸に配備しており、これにより台風接近などの警戒情報や災害時に必要となる情報などを発信しており、市民の安心につなげている。
- ・平成30年度に市内の主要5河川に河川防災カメラを設置し、河川の水位状況などをリアルタイムに入手し、避難に必要となる情報を適正な時期に発信する等活用している。また、インターネット回線を利用したTV会議システム等を有効に活用し、遠隔地との会議をはじめ、災害現場からの映像伝送などを行っている。
- ・今後においても、市民の安全安心につなげられるよう、災害時応援協定の活用を視野に入れつつ備蓄や設備の整備に努めている。

2) 当会の取組

- ・高島市との防災協定の締結
- ・高島市が実施する総合防災訓練への参加および協力
- ・滋賀県共済協同組合および地元会員損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・滋賀県が主催するBCP策定セミナーへの参加
- ・防災備品（懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を備蓄

II 課題

小規模事業者においては「高島市総合防災マップ（ハザードマップ）」による災害リスクの認識が充分でないことや、取り組みの優先順位が低くなっていることから、災害への事前対策（事業者BCP

の策定)が進んでいない。

現状では、当会に平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が充分におらず、更にはBCP策定に対する助言を行える経営指導員等職員が不足していることが課題である。

Ⅲ 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 災害対応のノウハウ蓄積とBCP策定支援を行える経営指導員等職員の育成を進める。
- ・ 発災後速やかな復興支援を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和2年4月1日～令和7年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 平成29年に締結した「災害時における物資の供給ならびに応急救護活動への応援に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災保障等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPの策定について紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。

2) 経営指導員等職員の資質向上

- ・ 高島市が実施する総合防災訓練への参加、事業者向けBCP策定研修会への職員の同席、策定支援経験者によるOJT等により、経営指導員等職員の資質向上を図る。

3) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、平成26年(令和2年1月更新)に危機管理マニュアルを作成(別添)。

4) 関係団体等との連携

- ・ 関係機関への普及啓発ポスター等掲示依頼。

5) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 当会と当市との連携を密にするため、担当者の連絡会を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7. 8の地震）が発生したと仮定し、関係機関との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に当会職員の安否報告を行う。

（安否確認システム「商工会災害システム」「NTT 災害用伝言ダイヤル」を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を把握し、当会と当市で情報を共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。（別添、商工会「危機管理マニュアル」Ⅲ. 危機発生時の対応 参照）

（危機ランクA・B）出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、地域の災害対策活動に参加する。

（危機ランクC）職員自身がまず安全確保をし、事務局責任者の指示に従う。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。（別添、商工会「危機管理マニュアル」7. 対策本部事務分担表 参照）
- ・大まかな被害状況および被害規模を確認し、3日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

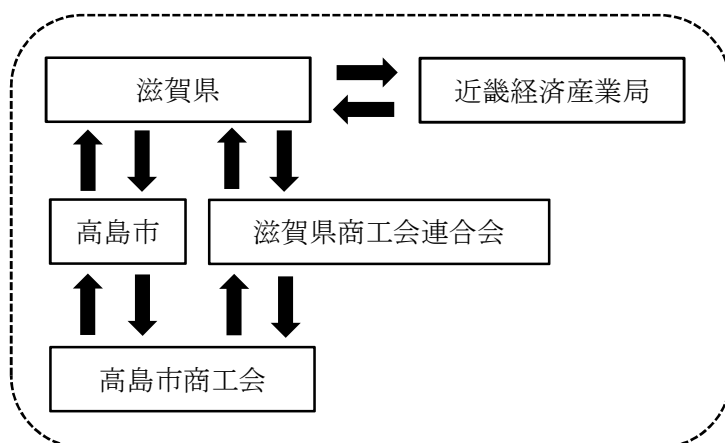
- ・本計画により、当会は「商工会災害状況報告システム」を活用してリアルタイムで被害情報等を把握して、市と共有する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時には、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行う為、商工会「危機管理マニュアル」に基づき災害対策本部を構築する。（別添、「危機管理マニュアル」6. 非常時連絡網（対策本部機構図）参照）

- ・二次被害を防止するため、被災地域では「高島市との防災協定」に基づき物資の供給ならびに応急救護活動への応援を行う。
- ・当会と当市は「商工会災害状況報告システム」や市からの被災状況等の情報を活用して被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定を行う。
- ・当会が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて当会または当市より県へ報告する。

連絡ルート



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、高島市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

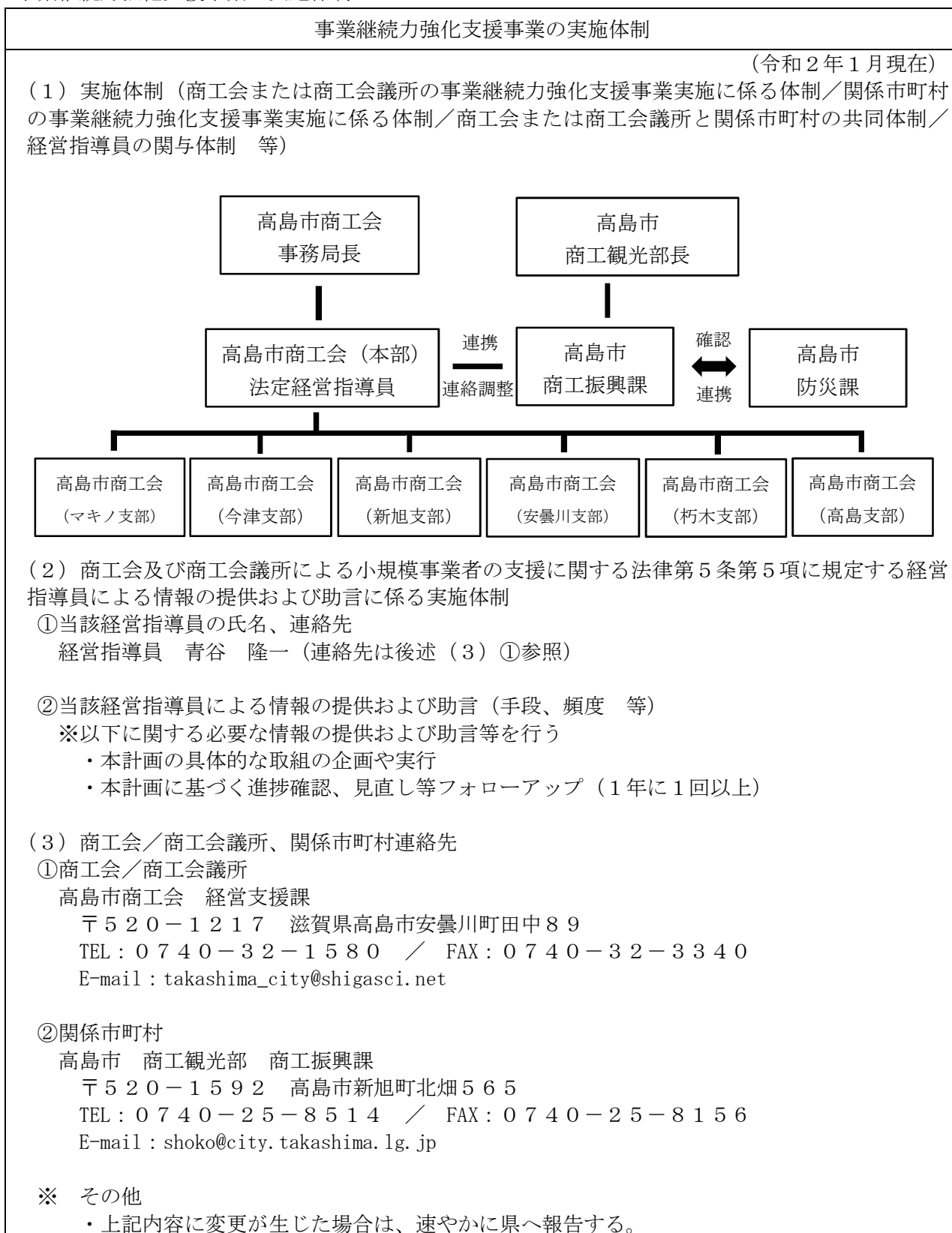
- ・滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・パンフ等作成、郵送費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、高島市補助金、滋賀県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。